8　資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功が公告する入札参加資格の認定を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和３年度北丘高架橋上部工（ＵＰ３、ＤＰ３～ＵＤＰ３）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。
令和３年８月25日
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名　令和３年度北丘高架橋上部工（ＵＰ３、ＤＰ３～ＵＤＰ３）工事
2　工事場所　沖縄県島尻郡南風原町字宮平地内
3　工事内容　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、ＰＣ橋工１式、橋梁付属物工１式、コンクリート橋足場等設置工１式
4　工事区分　プレストレスト・コンクリート工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和３年８月26日から令和３年９月22日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　最大３社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「プレストレスト・コンクリート工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、20％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功が公告する入札参加資格の認定を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。上記５⑵に同じ。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和３年８月25日
厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長　西岡　邦昭
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　名称及び数量　労働基準行政システムの法令改正等（労災保険法関係）に係る改修業務一式（令和４年度開始）
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和３年９月14日午前10時（郵送の場合は必着のこと）
⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災保険業務課システム計画第二係　電話03―3920―3311　内線366、367　メール kijun-keikaku@mhlw.go.jp
3　仕様書案の交付
　郵送又は電子メールにて仕様書案等を交付する。
　郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記２⑵の宛先まで送付すること。
　電子メールでの交付を希望する場合は、上記２⑵のメールアドレスに電子メールにて交付希望の旨連絡すること。
　交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は送付者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。
　交付期間　令和３年８月25日から同年９月14日まで
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : System development to affect law revision (workmen's accident compensation insurance law) of the Labour Standards Administration System (The mission starts in 2022 fiscal year), 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00 AM, September 14, 2021
⑷　Contact point for the notice : System Planning engagement, Worker's Compensation Operation Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii, Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 366, 367

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和３年８月25日
厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長　西岡　邦昭
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　名称及び数量　労働基準行政システムの法令改正等（監督・安全衛生関係）に係る改修業務一式（令和４年度）
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和３年９月14日午前10時（郵送の場合は必着のこと）
⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災保険業務課開発第二係　電話03―3920―3311　内線329、324、337
メールアドレス
kijun-kaihatu@mhlw.go.jp
3　仕様書案の交付
　郵送又は電子メールにて仕様書案等を交付する。
　郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記２⑵の宛先まで送付すること。
　電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記２⑵まで電子メールにて交付希望の旨連絡すること。
　交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は送付者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。
　交付期間　令和３年８月25日から同年９月14日まで